

平成 26 年 1 月 20 日

各位

連結子会社の訴訟の勝訴判決について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内 信介

当社の連結子会社である株式会社農業支援（以下「農業支援」といいます）が提起を受け、反訴した下記訴訟について、平成 26 年 1 月 17 日、青森地方裁判所より判決の言い渡しがあり、農業支援が勝訴いたしましたことをご報告いたします。

記

1. 反訴被告

片山りんご株式会社（代表取締役 片山寿伸、青森県弘前市大字堅田字神田 396 番地）、
他 5 1 名

（以下、総称して「反訴被告ら」といいます）

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

農業支援は、りんごの販売・加工の他、りんごの取り扱いを委託した生産者に対し売上金の一部を仮払いし、さらに実際の販売代金から上記仮払金のほか、農業支援がこれら生産者のために負担した経費等を控除した金額（以下「精算金」といいます）を生産者に分配する仕組みで事業を行っております。

反訴被告らは、農業支援との間で、平成 20 年 10 月から 12 月の間に、上記業務に係る委託契約を締結し、仮払金を受領しました。しかし、その後の天候不良等により、平成 20 年産りんごの販売価格が大幅に下落する事態となり、反訴被告らを含む多くの生産者がマイナス精算（精算金より受領済みの仮払金が大きいため、仮払金の一部の返済債務が生じる）となりました。

これに対し、反訴被告らは当該マイナス精算に係る債務が一切存在しないなどと主張し、平成 21 年 12 月 22 日付で、農業支援に対する債務不存在確認請求訴訟を提起したため、平成 22 年 5 月 27 日付で、農業支援が上記仮払金の返還を求める訴え（以下「反訴訴訟」といいます）を提起し、これを争っていたものです。

3. 反訴訴訟判決の内容

判決の内容は次のとおり、農業支援の被告に対する立替金返還請求について、農業支援の主張をほぼ認め、全面勝訴とするものです。

4. 今後の見通し

本反訴訴訟判決は、農業支援の主張がほぼ全面的に認められた妥当なものであると考えております。

控訴期間中のため本勝訴判決は確定しておりませんが、青森地方裁判所の判決は、十分かつ慎重な審理を尽くした上で出された判決であり、控訴審においても維持されるものと判断しております。

以上